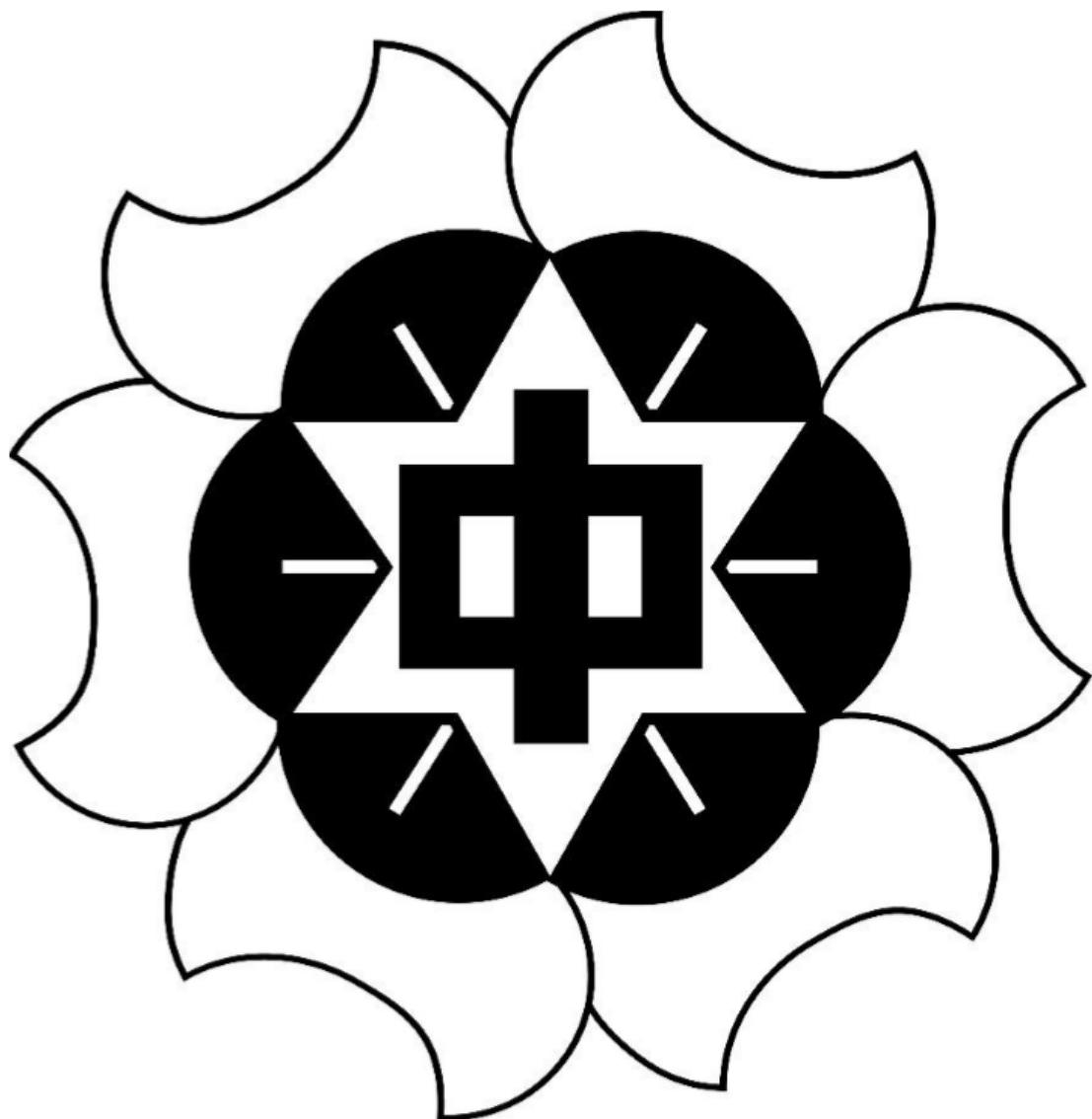


令和2年度改訂版

# PTA規約



調布市立第六中学校

※この規約はお子様がご卒業されるまで大切に保管してください

# 調布市立第六中学校 P T A 規約

令和 2 年 6 月 19 日 改正

## 第 1 章 総 則

### 名称及び事務所

第 1 条 本会は調布市立第六中学校 P T A と称し、事務所を本校に置く。

### 目的

第 2 条 本会は、会員が協力して家庭と学校と地域における生徒の健全な育成をはかると共に、会員相互の教養を高めることを目的とする。

### 方針

第 3 条 目的を同じくする他の社会団体や関係機関と連携を深め活動する。

第 4 条 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、本会にかかわる選挙運動を行わない。

第 5 条 営利を目的とするような行為は行わない。

第 6 条 学校の人事、その他管理に関することには干渉しない。

第 7 条 (削除)

### 活動

第 8 条 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の健全育成をはかる。

第 9 条 教育環境の整備、充実をはかる。

第 10 条 会員相互の教養と親睦をはかる。

第 11 条 会員や生徒の福利厚生に関する活動を進める。

第 12 条 その他、本校の教育を推進するために必要と認められた活動を行う。

## 第 2 章 会 員

第 13 条 本会の会員は、第六中学校に在籍する生徒の保護者、及び校長を除く教職員とする。

## 第 3 章 役員、会計監査及び専門委員会

第 14 条 本会に次の役員、及び会計監査を置く。

- 1 会長 保護者 1 名
- 2 副会長 保護者 2 名以上と副校長
- 3 書記
- 4 会計
- 5 庶務
- 6 会計監査

第15条 本会は、次の専門委員会を置く。

- 1 学年委員会
- 2 文化厚生委員会
- 3 広報委員会
- 4 校外生活委員会

#### 役員と委員の任務

- 第16条 1 会長は、この会を代表し、会務を統括する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。  
3 書記は、総会、委員総会、運営委員会その他の集会等の会議内容を記録し、これを保管する。  
4 会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。  
5 庶務は会長の指示に従い庶務を遂行する。  
6 会計監査は、会計業務を監査し、総会で報告する。  
7 各委員は、総会、委員総会の決定に従い、所属専門委員会の活動を行う。

#### 役員、委員、及び会計監査の選出

- 第17条 1 各学年より会長、副会長を除く役員及び文化厚生委員、広報委員、校外生活委員を各々3名選出する。  
また、学年委員は各学年の学級数の人数を選出する。  
2 会長候補、副会長候補は運営委員会より選出された推薦委員会により推薦される。  
3 会計監査は前年度役員（会計）より選出する。  
4 役員及び会計監査は総会で承認を得る。  
5 定期総会までに会長、副会長への推薦者が確定されなかった場合は、定期総会で未確定への対処を含め周知する。  
また、定期総会後に選出された会長、副会長は運営委員会での承認を経て確定する。その結果を、書面で全会員へ報告する。
- 第18条 役員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

## 第4章 会 議

第19条 本会は次の会議をもつ。

総会、委員総会、役員会、運営委員会、各専門委員会。

#### 総 会

第20条 総会は、本会の最高機関であり、年一回、年度当初に開く。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第21条 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第22条 総会は、次の事項を審議し、出席者の過半数をもって議決する。

- 1 事業計画
- 2 決算の承認及び予算
- 3 役員、会計監査の承認
- 4 規約に関すること
- 5 その他

## **委員総会**

- 第23条 委員総会は役員、専門委員、会計監査にいたる委員全体の会合である。
- 第24条 委員総会は、総会に次ぐ議決機関であり、必要に応じ会長が招集し、審議を行い、出席者の過半数をもって議決する。

## **役員会**

- 第25条 役員会は、役員で構成し、本会の調整にあたり、必要に応じて重要事項を決定する。

## **運営委員会**

- 第26条 運営委員会は、役員、学年委員、各専門委員会正副委員長及び担当教職員で構成し、会の運営、活動を推進する。

## **専門委員会**

- 第27条 専門委員会は、選出された委員と教職員で構成し、正、副委員長を置き業務を行う。

- 1 学年委員会は、会員相互及び家庭と学校との連携を推進する。
- 2 文化厚生委員会は、会員相互の教養と親睦を深め、会員や生徒の福利厚生に関する活動を進める。
- 3 広報委員会は、広報誌の発行を通じて会員相互の共通理解及び家庭と学校の連携を深める。
- 4 校外生活委員会は、主に校外地区域の教育環境の整備と問題行動の防止活動を進める。

## **第5章 会 計**

- 第28条 本会の経費は、会費及びその他をもってあてる。

- 第29条 本会の会員は一世帯年額1,500円の会費(保険料を含む)を納入する。

- 第30条 本会の経理は、総会で承認された予算を基に執行され、決算は会計監査を経て総会で承認を得る。

- 第31条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

- 第32条 1 本会の経費は単年度会計とする。

- 2 本会の経費残金は、次年度の「学校・生徒会支援金」と「年度開始運営資金」へ振り分け有効に使用することとする。

- 3 「学校・生徒会支援金」の用途については、校長と会長とで協議し役員会での承認を経て確定する。また、その結果を運営委員会へ報告する。

- 4 「年度開始運営資金」の用途は、当該年度役員が検討し運営委員会への提案、協議の後に確定する。

ただし、適切な用途がない場合は、次年度へ繰り越すこととする。

## **第6章 規約の改正**

- 第33条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

## 付 則

- 1 校長は本会の顧問とし、すべての会議に出席して意見を述べることができる。
- 2 本会の運営について必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。この細則を制定、改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 3 この規約は、昭和57年2月6日に一部施行し、4月1日より施行する。

### 規約制定・改定歴

昭和58年度	一部改正	平成 10年度	一部整理
59年度	〃	18年度	一部改正
平成 元年度	〃	20年度	付則及び名称改正
2年度	規約組み替え	22年度	一部改正
3年度	一部改正	26年度	第5章32条追加
4年度	〃	29年度	一部改正
5年度	一部改正	令和 元年度	一部改正

- 4 事務所所在地 東京都調布市国領町3-8-23 調布市立第六中学校

注：付則3、4は、運営上必要のため今後削除しない

### 細則1 「会費について」

- 1 転入会員の本会会費は、1学期転入は1,500円。  
2学期転入は1,000円。3学期転入は500円を納入する。
- 2 納入された会費は、返金しないものとする。

### 細則2 「PTAサークルについて」

- 1 会員は、本会の目的に沿ったPTAサークルをつくり活動することができる。
- 2 PTAサークル新規設立は、学校施設を利用して活動することを条件とし、文化厚生委員会に申請し、運営委員会での承認を必要とする。PTA会員であれば誰でも加入できる。
- 3 PTAサークルは、代表者1名を必ず置く。
- 4 PTAサークルの代表者は、文化厚生委員会と連絡を密にし、毎月活動報告を行う。文化厚生委員は、運営委員会にて報告する。
- 5 今後PTAサークルが増えた場合は、PTAサークル代表者会議を必要に応じて開く。
- 6 活動費として、年額5,000円を支給する。各サークルは適正な運営に努め、文化厚生委員会に会計報告を行う。

### 細則3 (削除)

### 細則4 「緊急時の特別な体制と活動について」

- 1 災害及び、緊急事態宣言等の影響により、特別なPTAの体制と活動が必要となる場合は、校長・副校長と会長・副会長にて協議の上で決定する。  
なお、決定した内容については、運営委員会および、PTAだより等により、速やかに全会員に報告する。

## 調布市立第六中学校 P T A 慶弔規定

- 第1条 本規定は、調布市立第六中学校 P T A 会員および生徒に適応する。
- 第2条 会員および生徒の死亡のあった場合、香典 10,000 円をおくる。
- 第3条 生徒の傷病があった場合、次の規定により見舞いを行う。
- (1) 傷病 入院加療が 30 日以上を越えると認められた時、3,000 円とし、以降長期にわたる場合は、役員会で別途協議する。
- (2) 災害 役員会で協議の上、決定する。
- 第4条 (削除)
- 第5条 本会計は、年間経常費より支出する。
- 第6条 以上のほか特別の場合は、役員会、運営委員会で協議して決定する。

### 付 則

- 1 緊急時において、会長を中心に役員会が協議、決定することができる。  
なお協議、決定し、実施した内容は、月例の運営委員会で報告しなければならない。
- 2 この慶弔規定の改訂および部分改訂は、P T A 規約に違反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。また、この慶弔規定の改訂および部分改訂した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

### <推薦委員会、及び役員・委員辞退に関する規定>

- 1 運営委員会より選出された推薦委員会は、会長候補 1 名、副会長候補 2 名以上を選出する。
- 2 会長・副会長を引き受けた場合、そのご家庭は、次年度より全ての役員・委員を辞退することができる。
- 3 会長・副会長以外の役員(会計・書記・庶務)を引き受けた場合、そのご家庭は当該年度の次年度から 5 年間、会長・副会長を含め全ての役員・委員を辞退することができる。
- 4 委員(学級・文化厚生・広報・校外生活)を、引き受けた場合、そのご家庭は当該生徒の学年においては、会長・副会長を含め全ての役員・委員を辞退することができる。ただし、兄弟姉妹の分についてはこの限りではない。
- 5 次年度会長・副会長の立候補者を募り、立候補者が出なかつた場合、または多数の立候補者が出了場合の選出方法は推薦委員会で協議し、運営委員会で決定する。